

## 預貯金等の写しの提出について

介護保険負担限度額認定は、利用者負担段階ごとに預貯金額に要件が設けられています。そのため、介護保険負担限度額認定の申請を行う際は預貯金等の写しを提出してください。

### ～役場で申請する場合～

1. 事前に通帳の記帳をお願いします。(最新の情報が重要です)
2. 本人・配偶者の全ての通帳を持ってきてください。  
役場に通帳を持参していただければ、受付の際に職員がコピーをお取りします。  
(配偶者については同居、別居を問いません。)
3. 申請前に多額の引き出しがあった場合は、領収書等を持参してください。  
支払いを証明できる書類の提出がなければ、「その他の資産(現金)」としてみなします。  
※家族間で財産を贈与した場合、贈与税の対象となる場合があります。

### ～郵送にて申請する場合～

1. 郵送の場合は、下記の①～③の部分のコピーをお願いします。  
現在持っている通帳全て対象となります。  
配偶者の方の通帳のコピーも必要です。
2. 申請前に多額の引き出しがあった場合は、領収書の写し等を添付してください。  
※支払いを証明できる書類の提出がなければ、「その他の資産(現金)」としてみなします。  
※家族間で財産を贈与した場合、贈与税の対象となる場合があります。

①通帳を1枚開いたページ(金融機関名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ)

②令和6年4月～現在  
までのページ

③定期預金・貯蓄預金等  
のページ

※預貯金などの有無に  
かかわらず写しが必要です！

	お支払金額	お預り金額	差引残高
05-06-03	10,000	定期預金	
05-06-15	年金	100,000	
05-07-01	80,000	施設利用料	3,000,000